

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(9)：人の避難体制の確保

<p>②-14 関係機関による避難広報の充実 【達成】</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。 大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用し、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施した。</p>
<p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ③-13、④-6</p>					

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始（平成23年度） ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中 <p>【大阪市此花区役所】</p> <p>災害時には防災スピーカーやツイッター等により注意を呼びかけることとなっている。本年度については、台風の際に暴風警報等の情報をツイッターにより発信した。</p> <p>【大阪市港区役所】</p> <p>日常からツイッターやホームページによる防災情報（災害情報や地域での防災訓練開催や結果など）の提供を行っている。</p> <p>【大阪市大正区役所】</p> <p>ツイッター、フェイスブックを利用した幅広い層に対する情報発信の実施</p> <p>【大阪市住之江区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の公用車、ツイッター、フェイスブック、防災スピーカー等を利用しての災害情報や避難情報の発信について、区災害対策本部設置運用訓練等において、実施体制を定期的に検証している ・ツイッターによる情報発信やHPによる地域防災訓練についての発信を行っている ・AR機能がある防災アプリの普及・啓発を行っている <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（海務）</p> <p>港湾労働者及び来訪者を対象とした広報車等を利用した広報活動の体制を確保する。（防災）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度大阪市震災総合訓練において、MCA無線による避難呼びかけを実施。 ・海岸法に基づき「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定（平成28年3月）。防潮扉管理協定者へ上記要綱を配布し、避難場所を定めること等の啓発を行った。 ・港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設。（平成28年6月） 	<p>【大阪市此花区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信ができない場合の代替手段の検討が必要。 ・今後も災害時に防災スピーカーやツイッター等による災害情報発信体制を継続する。 <p>【大阪市港区役所】</p> <p>今後も継続してツイッターによる防災情報の発信を行っていく。</p> <p>【大阪市大正区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所管の公用車を利用した災害時広報の検討が必要である。 ・ツイッター、フェイスブックを利用した幅広い層に対する情報発信を継続する。 <p>【大阪市住之江区役所】</p> <p>これまでの取組みを引き続き実施する。</p> <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（防災）</p> <p>引き続き啓発及び広報活動を行っていく。</p>

<p>②-15 海上からの避難広報の実施</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ③-17、④-8</p>			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。</p>
---	--	--	---	---

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪海上保安監部】 各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。【平成21年度から継続実施】（本内容は、既存の取組み状況に係る一覧表に反映されている。）</p> <p>【大阪市港湾局】 （海務） 公共保有船による海上からの避難情報の提供検討。 （海上保全） 所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施。</p>	<p>【大阪海上保安監部】 取組みを継続する。</p> <p>【大阪市港湾局】 （海上保全） ・所属船舶の保全（避難）との兼ね合いについて現場判断が必要。 ・広報音声の作成及び再生機器・船外マイクの整備など。 ・実施可能な状況であれば対応。</p>

<p>②-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する また、複数の情報手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ③-16、④-7</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p>
--	----------	---	---

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始(平成23年度)。 ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信。 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。 <p>【大阪港運協会】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪港BCP協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 ・防潮扉の企業管理者については、集中監視装置による津波情報の伝達は可能な状況となっている。 	<p>【大阪市港湾局】 (防災) 引き続き周知・啓発を行っていく。</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(10)：堤内地の浸水被害低減体制の確保					
<p>②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】</p>			■	<p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>防潮扉管理企業 水防団</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体とも連絡体制はおおむね整備済み。今後も必要な情報共有が図れるよう無線通信訓練等を実施していき、問題点があれば改定していく。</p>

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府政策企画部危機管理室】 関係機関との情報共有が図れるよう、無線通信訓練等を定期的を実施し、体制の検証を行った。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 水防要領による連絡体制により実施予定。</p> <p>【大阪府都市整備部河川室】 河川室マニュアルに定められた連絡体制により、適宜情報伝達を行い、情報の共有化を図る。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 西大阪治水事務所水防勤務要領に定められた連絡体制により、適宜情報伝達を行い、情報の共有化を図る。</p> <p>【大阪市危機管理室】 災害対策本部において、災害時優先電話や無線電話等により、防潮扉等の閉鎖状況について情報収集することとしている。</p> <p>【大阪市此花区役所】 港湾局より情報提供されている閉鎖状況の確認方法により、閉鎖状況を確認できるようになった。この情報をもとにツイッターや防災スピーカー等により情報伝達を実施する予定。</p> <p>【大阪市港区役所】 防潮鉄扉開閉操作訓練や震災訓練を通じて無線通信訓練を実施している。</p> <p>【大阪市大正区役所】 区本部設置運用訓練において、防潮扉閉鎖情報への対応訓練を実施（9月、11月、1月）。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 地域における避難広報を要請するための地域災害対策本部と区災害対策本部との情報伝達訓練を地域避難所開設運営訓練時に実施している</p> <p>【大阪市港湾局】 （機械） 情報伝達については、直営にて無線通信訓練を3か月/回実施し、閉鎖不可時等の応急対応に備えている。 （防災） ・防災行政無線の情報連絡網を作成している。 ・平成28年度大阪市震災総合訓練において、防潮扉閉鎖不可時の対応として、情報連絡網を活用して区役所等関係機関へ防災行政無線（FAX）による情報伝達訓練を実施。</p>	<p>【大阪府政策企画部危機管理室】 関係機関との情報共有が図れるよう、無線通信訓練等を定期的を実施し、体制の検証を行う。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪府都市整備部河川室】 災害発生時に必要な情報共有が図れるよう、今後とも防災訓練などにおいて、円滑な情報交換を行うよう工夫していく。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 災害発生時に必要な情報共有が図れるよう、今後とも防災訓練などにおいて、円滑な情報交換を行うよう工夫していく。</p> <p>【大阪市此花区役所】 ・停電時や通信ができない場合の閉鎖状況の区への伝達方法について、検討していただくことが必要。 ・大雨警報発令時などに閉鎖状況画面の確認を行い、災害時に活用できるように備える。</p> <p>【大阪市港区役所】 ・今後も同様に実施していく。</p> <p>【大阪市大正区役所】 ・情報伝達を円滑に行うため、職員の通信機器の操作に係る訓練を継続していく必要がある。 ・区本部設置運用訓練（9月、11月、1月）。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 これまでの取組みを引き続き実施する。</p> <p>【大阪市港湾局】 （機械） 円滑な無線通信を行い、迅速に閉鎖不可時等に対応できることが課題。 （防災） 引き続き実施していく。</p>

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

<p>②-25 緊急時における情報伝達手段の確保 【達成】</p>	<p>【対象被害項目】 仕組み作り</p>	<p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p>	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室</p>	<p>【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所</p>	<p>大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p>	<p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市建設局では、気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信、また、国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。さらに、その他エリアメールを活用した情報収集を実施。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
<p>【関連アクション】 ④-14</p>							

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始（平成23年度） ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中 <p>【大阪市建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信している。 ・国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。 ・その他エリアメールを活用した情報収集を実施。 <p>【大阪市港湾局】 (電気・防災)</p> <p>通信インフラ断絶時においても防潮扉管理者へ「防潮扉集中監視装置」のMCA無線を使用し確実に情報伝達及び確認が可能である。</p>	<p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p>

<p>②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-11</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置による津波情報の伝達は可能。</p>
--	---	--	--	--

平成29年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪港運協会】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報伝達体制の検討・実施。 (防災) 防潮扉の管理協定者に対し、「防潮扉集中監視装置」による情報伝達訓練を毎月1回実施している。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 引き続き訓練を実施していく。</p>
---	---

<p>②-27 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-12、⑤-4</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
--	---	--	---	---

平成29年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 大阪港地震・津波対策アクションプラン課題別小会議にて意見交換を行っている。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 今後も引き続き意見交換を行っていく。</p>
---	---

②-28	防災に関する関係行政機関との情報共有化 【達成】			【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。 ○会議等 ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会 ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会 ・近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議 ・近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ ・大阪湾港湾広域防災協議会 ・大阪湾津波防災対策に関する打合せ ・津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ ・南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会 ○訓練 ・堺北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練 ○その他 ・派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信(近畿地方整備局) ・ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会
【対象被害項目】	仕組み作り	■			
【内容】	各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う				
【関連アクション】	④-13				

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p><講演関係></p> <p>○「震災対策技術展」大阪(6月1日～2日実施) 主催：「震災対策技術展」大阪実行委員会 後援：国土交通省、大阪府、大阪市など 参加内容：パネルディスカッション、講演、パネル展示</p> <p>○防犯防災総合展(6月8日～9日実施) 主催：防犯防災総合展実行委員会、テレビ大阪株式会社 後援：国土交通省、大阪府、大阪市など 参加内容：講演、災害対策車輛・パネル展示</p> <p>○建設技術展(10月25日～26日実施) 主催：日刊建設工業新聞社、(一社)近畿建設協会 後援：近畿地方整備局、大阪府、大阪市など 参加内容：パネル展示</p> <p>○「防災とボランティアの日」講演会(1月16日実施予定) 主催：近畿地方整備局、大阪管区气象台、一般社団法人近畿建設協会</p> <p><情報通信></p> <p>○災害時に当局から派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信。</p> <p>○ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信。</p> <p><会議等></p> <p>○会議等を開催し、情報共有を図る。 (「南海トラフ地震に関連する情報」等に関する説明会開催)</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p>①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会(大阪湾における港湾活動BCP検討委員会から名称変更)」を開催し、大阪湾諸港の災害時の機能継続について検討・情報共有を図る。(H20～実施中)</p> <p>②「近畿地方の港湾における地震津波対策検討会議」を開催し、「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」を策定した。これに対応した具体的な対策計画について、各港ごと府県単位で検討を実施中。(H23～実施中)</p> <p>③「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」にて、「広域津波対策基本方針」及び「広域津波対策アクションプラン」を策定し、津波被害の最小化を目指した各機関が実施する津波対策について連携・情報共有を図っている。(H17～実施中)</p> <p>【大阪海上保安監部】</p> <p>各種連絡会議等、可能な限り積極的に参加し、情報共有を図っている。【平成21年度から継続実施】(本主旨は、既存の取組み状況に係る一覧表に反映されている。)</p> <p>【大阪府政策企画部危機管理室】</p> <p>○会議等 ・石油コンビナート防災対策技術研究会</p> <p>○訓練 ・堺泉北港先2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・大阪府地震・津波災害対策訓練</p> <p>○その他 ・震災対策技術展、防犯防災総合展</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】 引き続き実施する。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き、協議会・検討会議・ワーキンググループで検討した地震・津波対策について、検討及びフォローアップを実施していく。</p> <p>【大阪府政策企画部危機管理室】 会議や訓練等を通じて、継続して情報共有化を行う。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪府都市整備部河川室】 災害発生時に必要な情報共有が図れるよう、今後とも防災訓練などにおいて、円滑な情報交換を行うよう工夫していく。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 災害発生時に必要な情報共有が図れるよう、今後とも情報交換を行う。</p> <p>【大阪市危機管理室】 継続的に関係会議に参加していく。</p> <p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p> <p>【大阪市港湾局】 引き続き関係会議に参加し、情報共有を図っていく。</p>

【大阪府都市整備部事業管理室】

水門閉鎖時の連絡体制の確立など、情報の共有化を図っている。

【大阪府都市整備部河川室】

河川室マニュアルに定められた連絡体制により、適宜情報伝達を行い、情報の共有化を図る。

【大阪府西大阪治水事務所】

西大阪治水事務所水防勤務要領に定められた連絡体制により、適宜情報伝達を行い、情報の共有化を図る。

【大阪市危機管理室】

・防災に関する会議等に参加し、関係行政機関との情報共有化に努めている。

【大阪市建設局】

・府市の防潮関連部門（河川・港湾）の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。

・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間で情報共有を進めている。

・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。

【大阪市消防局】

消防に関する会議等に積極的に参画している。

【大阪市港湾局】

（計画）

・大阪湾港湾広域防災協議会（H30.3.20予定 第5回協議会）

・大阪湾機能継続計画推進協議会（H30.2.13 第10回協議会）

（海務）

防災に関する関係行政機関との情報共有化の実施方法を検討し、体制の構築を行う。

（防災）

関係する会議に参加し、情報共有を図っている。

<p>②-29 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施【達成】</p>		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、定期的に会議等を開催し、情報共有化を図っている。 <大阪湾港湾広域防災協議会> 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。 <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> 国、大阪府、大阪市、兵庫県、和歌山県、堺市で、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有を行っている。 <湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議> 湾岸5区(臨港4区及び西淀川区)と危機管理室で対策の見直しや新たな課題への対策等を協議。</p>
<p>【対象被害項目】 仕組み作り</p>			
<p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p>			
<p>【関連アクション】 ④-15</p>			

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局企画部】 会議等を開催し、情報共有を図る。 (「南海トラフ地震に関連する情報」等に関する説明会開催)</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 関係する会議に参加し、情報共有を進める。</p> <p>【大阪海上保安監部】 委員として委嘱を受けている防災会議等、可能な限り積極的に参加することとしている。【平成21年度から継続実施】(本主旨は、既存の取組み状況に係る一覧表に反映されている。)</p> <p>【大阪府警察本部】 関係機関の開催する定期的な会議に出席して意見交換等を実施し、協力関係を構築</p> <p>【大阪府政策企画部危機管理室】 ＜石油コンビナート防災対策技術研究会＞ 研究機関が連携し、大規模な地震・津波による油類流出被害のリスク解析とそれを軽減する新技術の検討を目的とした研究会に關係行政機関としてオブザーバー参加。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 水防訓練の共同実施者との定期的な連絡会議の開催など。</p> <p>【大阪府都市整備部河川室】 関係機関との防災連絡会議等は、大阪府事業管理室・西大阪治水事務所と共有する。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 多方面との防災連絡会議などについては、大阪府事業管理室・河川室と共有する。</p> <p>【大阪市危機管理室】 防災に関する会議等に参加し、關係行政機関との情報共有化に努めている。</p> <p>【大阪市建設局】 ・府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 ・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。</p> <p>【大阪市消防局】 消防に關係する会議等に積極的に参画している。</p> <p>【大阪市此花区役所】 湾岸5区・危機管理室で、定期的に会議を開催し、市立大学とも連携し、課題に対する意見交換を行ってきた。</p> <p>【大阪市港区役所】 湾岸部津波対策の推進にかかるワーキング会議を定期的に開催</p> <p>【大阪市大正区役所】 「湾岸部津波対策の推進に係るワーキング」の開催(4回)。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】 引き続き実施する。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き実施する。</p> <p>【大阪府警察本部】 ・定期的な会議に積極的に出席する</p> <p>【大阪府政策企画部危機管理室】 「石油コンビナート防災対策技術研究会」に關係行政機関としてオブザーバー参加。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく</p> <p>【大阪市危機管理室】 継続的に關係会議に参加していく。</p> <p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p> <p>【大阪市此花区役所】 今後、引き続き、湾岸5区・危機管理室と市立大学との連携による研究に取り組む。</p> <p>【大阪市港区役所】 湾岸部津波対策の推進にかかるワーキング会議を定期的に開催する。</p> <p>【大阪市大正区役所】 ・同ワーキングにより取り上げられた津波避難に係る各項目の課題整理を図っていく必要がある。 ・(その他意見として)現在、湾岸部津波対策ワーキングで取組んでいる津波対策に係る各項目は、各局所管の施設及び車両の活用や遺体処理の方法など、湾岸部だけで完結するものではないため、今後、市全体での取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 これまでの取組みを引き続き実施する。</p> <p>【大阪船主会】 取組を継続。</p> <p>【大阪フェリー協会】 しかるべき關係機関頼みの立場。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 継続して会議を開催する。</p>

【大阪市住之江区役所】

区長会安全環境防災部会湾岸5区津波対策PTの枠組みで臨港4区と西淀川区、危機管理室で定期的に津波対策の実施状況の検証し、対策の見直し、新たな課題への対策を協議し、必要に応じて関係局と調整している

【大阪船主会】

会議の内容を会員各社へ水平展開。

【大阪港運協会】

「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」、「大阪港地震・津波対策連絡会議」等

【大阪フェリー協会】

関係機関との定期的な防災連絡会議（委員会）の実施。

【大阪市港湾局】

（計画）

大阪湾港湾広域防災協議会（H30.3.20予定 第5回協議会）

大阪湾機能継続計画推進協議会（H30.2.13 第10回協議会）

（海務）

大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により対策の検証等を行うため、定期的な防災連絡会議の実施。

（防災）

大阪港地震・津波対策連絡会議及び大阪港地震・津波対策アクションプラン課題別小会議を開催。

施策の方向性③：避難・救助を支援する

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

<p>③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-5</p>	■			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 大阪市危機管理室では、同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。</p>
---	---	--	--	---	---

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局河川部】 河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 【大阪府政策企画部危機管理室】 おおさか防災ネットを活用する等により、避難情報の共通発信する体制を整備している。 【大阪市危機管理室】 ・同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持 【大阪市港湾局】 (海務) 確実な避難を促すため関係機関と発信方法や発信体制の検討及び実施する。 (防災) 防潮扉の管理協定者に対し、「防潮扉集中監視装置」による情報伝達訓練を毎月1回実施している。</p>	<p>【大阪府政策企画部危機管理室】 おおさか防災ネットを活用する等により、避難情報の共通発信する体制を維持する。 【大阪市港湾局】 (防災) 引き続き訓練を実施していく。</p>

<p>③-13 関係機関による避難広報の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、④-6</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。 大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出席していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用し、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施した。</p>
<p>③-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、④-7</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p>

<p>③-17 海上からの避難広報の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、④-8</p>	■	→	<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。</p>
---	---	---	---	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(21)：避難情報の充実

<p>④-5 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-12</p>	■		<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 大阪市危機管理室では、同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。</p>
--	---	--	---	---

<p>④-6 関係機関による避難広報の充実</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、③-13</p>	■		<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。</p> <p>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。</p> <p>大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。</p> <p>大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用し、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施した。</p>
--	---	--	---	---

<p>④-7 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、③-16</p>	■	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p>
--	---	---	---

<p>④-8 海上からの避難広報の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、③-17</p>	■ →	<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。</p>
--	-----	---	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る


施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(23)：情報伝達機能の確保

<p>④-11 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-26</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置による津波情報の伝達は可能。</p>
<p>④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、⑤-4</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>

<p>④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有化【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ②-28</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪府危機管理室 大阪府建設局 大阪府消防局 大阪府港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p>○会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会 ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会 ・近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議 ・近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ ・大阪湾港湾広域防災協議会 ・大阪湾津波防災対策に関する打合せ ・津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ ・南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会 <p>○訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信(近畿地方整備局) ・ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会
<p>④-14 緊急時における情報伝達手段の確保【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-25</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】</p> <p>大阪府危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府建設局 臨港4区役所 大阪府港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。</p> <p>大阪府建設局では、気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信、また、国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。さらに、その他エリアメールを活用した情報収集を実施。</p> <p>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>

④-15	関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施【達成】			【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表 【関連機関】 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、定期的に会議等を開催し、情報共有化を図っている。 <大阪湾港湾広域防災協議会> 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。 <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> 国、大阪府、大阪市、兵庫県、和歌山県、堺市で、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有を行っている。 <湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議> 湾岸5区(臨港4区及び西淀川区)と危機管理室で対策の見直しや新たな課題への対策等を協議。
【内容】	大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する				
【関連アクション】	②-29				

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(25)：支援情報の発信

<p>④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-2</p>				<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局では、大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国土交通省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。 大阪市港湾局では、「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付け、H29年1月に緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、被害状況の情報共有を図った。</p>
--	--	--	--	--	---

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国交省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。</p> <p>【大阪市港湾局】 (計画・防災) ・大阪港BCPにおいて、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けている。 ・緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、被害状況等の情報共有を行った。(H30.1.17)</p>	

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

<p>⑤-2 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-17</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局では、大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国土交通省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。 大阪市港湾局では、「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付け、H29年1月に緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、被害状況の情報共有を図った。</p>
---	--	--	--	---

<p>⑤-4 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、④-12</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
--	--	--	---	---